第十第一号中「第八第一号㈠から㈢まで」を「第八第一号から第三号まで」に改め、同第二号中「放出」を「放射」に改める。

第十一第三号に次のただし書を加える。

ただし、一の警戒区域から二以上の異なる火災信号を受信し、作動装置等に起動信号を発信した後において、異なる警戒区域から二以上の異なる火災信号を受信した場合には、起動信号を発信しなくてもよいこと。

第十一第七号中「講じる」を「講ずる」に改める。

第十二中「パッケージ型自動消火設備」の下に「（Ⅰ型に限る。）」を加え、同第一号中「第八第一号㈠から㈢まで」を「第八第一号から第三号まで」に改め、同第二号中「当該」を「火災の発生した警戒区域に対応する」に改める。

第十三中「電気を使用するパッケージ型自動消火設備」を「パッケージ型自動消火設備（主電源に電池を用いるものを除く。）」に改める。

第十四第三号中「電源の電圧を次の範囲内で」を「次の㈠又は㈡に掲げる電源の区分に応じ、それぞれ㈠又は㈡に定める範囲内で電圧を」に改め、同号㈠中「以下」の下に「（主電源に電池を用いるパッケージ型自動消火設備にあっては、供給される電力に係る電圧変動の下限値以上上限値以下）」を加える。

第十五第二号を次のように改める。

二　次の㈠又は㈡に掲げる区分に応じ、それぞれ㈠又は㈡に定める量以上の量を放射できること。

㈠　Ⅰ型　充填された消火薬剤の容量又は質量の八十五パーセントの量

㈡　Ⅱ型　充填された消火薬剤の容量又は質量の九十パーセントの量

第十六から第十八までを次のように改める。

第十六　消火性能

パッケージ型自動消火設備の消火性能については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める試験に適合するものとする。

一　Ⅰ型　第十七第一号㈠の第一消火試験（第八第七号に定める放出口を有しないパッケージ型自動消火設備について試験を行う場合に限る。）又は第十七第一号㈡の第二消火試験

二　Ⅱ型　第十七第二号㈠の第一消火試験、同号㈡の第二消火試験及び同号㈢の火災拡大抑制試験

第十七　消火試験

パッケージ型自動消火設備の消火性能を判定する消火試験の方法は、次の各号に定めるところによる。

一　Ⅰ型における消火試験は、次に定めるところによること。

㈠　第一消火試験は、イからヘまでに定めるところにより、その判定はトの規定により行うこと。

イ　別図一に示すA模型及びB模型を用いること。

ロ　A模型及びB模型は、防護区域内の任意の場所にその模型の平面の三分の二以上が防護区域内となるようにそれぞれ置くこと。

ハ　A模型の燃焼なべに、四・〇リットルのノルマルヘプタンを入れ、点火すること。

ニ　放出口は、床面上二・四メートルの天井面に取り付け、点火してから三分後に、放出口から消火薬剤を放射し、消火を開始すること。

ホ　放射が終了した後、ただちにB模型の鉄製皿に〇・四リットルのノルマルヘプタンを入れて点火し、消火薬剤の放射開始から二十分を経過するまで燃焼させるとともにB模型の中心上の天井面下五センチメートルの位置の温度を測定すること。

ヘ　無風の状態（風速〇・五メートル毎秒以下の状態をいう。㈡ト及び第十九第四号㈥において同じ。）において行うこと。

ト　次の(1)及び(2)を満足する場合に、この試験に適合するものと判定すること。

(1)　A模型について、消火薬剤の放射を開始してから三分後（放射時間が三分以下のものにあっては放射が終了した時）に炎が認められず、かつ、放射終了後、放射を開始してから二十分を経過するまでの間に再燃しない場合

(2)　B模型について、ノルマルヘプタンの燃焼中に測定した温度が、消火薬剤の放射を開始してから二十分を経過するまでの間、百七十度を超えない場合

㈡　第二消火試験は、イからトまでに定めるところにより、その判定はチの規定により行うこと。

イ　別図一に示すA模型二個を用い、防護区域内の任意の場所に、模型相互の距離を十センチメートル離し、かつ、当該模型の平面の三分の二以上が防護区域内となるように置くこと。

ロ　A模型の燃焼なべに、四・〇リットルのノルマルヘプタンを入れ、点火すること。

ハ　放出口は、床面上二・四メートルの天井面に取り付け、点火してから三分後に、放出口から消火薬剤を放射し、消火を開始すること。

ニ　別図一に示すB模型二個を用い、防護区域内の任意の場所に、模型相互の距離を十センチメートル離し、かつ、当該模型の平面の三分の二以上が防護区域内となるように置くこと。

ホ　パッケージ型自動消火設備に適切な措置を施し、ハで確認された放射パターンとなるように放出口から消火薬剤を放射すること。

ヘ　放射が終了した後、ただちにB模型の鉄製皿に〇・四リットルのノルマルヘプタンを入れて点火し、消火薬剤の放射を開始してから二十分を経過するまで燃焼させるとともにB模型の中心上の天井面下五センチメートルの位置の温度を測定すること。

ト　無風の状態において行うこと。

チ　次の(1)及び(2)を満足する場合に、この試験に適合するものと判定すること。

(1)　A模型について、消火薬剤の放射を開始してから三分後に炎が認められず、かつ、放射終了後、放射を開始してから二十分を経過するまでの間に再燃しない場合

(2)　B模型について、ノルマルヘプタンの燃焼中に測定した温度が、消火薬剤の放射を開始してから二十分を経過するまでの間、百七十度以上に上昇しない場合

二　Ⅱ型における消火試験は、次に定めるところによること。

㈠　第一消火試験は、イからハまでに定めるところにより、その判定は二の規定により行うこと。

イ　厚さ四ミリメートルのラワン合板を用いた壁体模型二個及び別図二に示すC模型二個を別図三に示す位置に置くこと。

ロ　放出口を別図三に示す位置に取り付けること。

ハ　各C模型全体にそれぞれエタノール五十ミリリットルを散布し、点火すること。

ニ　消火薬剤の放射が終了してから一分後に残炎が認められず、かつ、放射が終了してから二分を経過するまでの間に再燃しない場合に、この試験に適合するものと判定すること。

㈡　第二消火試験は、イからホまでに定めるところにより、その判定は二の規定により行うこと。

イ　別図四に示すD模型を別図五に示す位置に置くこと。

ロ　放出口を別図五に示す位置に取り付けること。

ハ　D模型の燃焼なべに、一・五リットルのノルマルヘプタンを入れて点火し、五分間予燃した後に試験を開始すること。

ニ　消火薬剤の放射が終了してから一分後に残炎が認められず、かつ、放射が終了してから二分を経過するまでの間に再燃しない場合に、この試験に適合するものと判定すること。

㈢　火災拡大抑制試験は、イからホまでに定めるところにより、その判定はへの規定により行うこと。

イ　別図六に示す試験室で試験を行うこと。

ロ　別図七に示すE模型及び別図八に示す家具模型二個を用い、厚さ六ミリメートルの不燃材料の上に置くこと。

ハ　試験室の天井部に、感知部及びスプリンクラーヘッド（標示温度七十二度で感度種別が一種のものに限る。）を別図六に示す位置に取り付けること。

ニ　試験室の天井部に、放出口を、当該放出口に係る防護区域が別図六に示す試験用同時放射区域を有効に包含するように、かつ、当該区域内に均等に配置されるように取り付けること。

ホ　燃焼皿に〇・五リットルの水及び〇・二五リットルのノルマルヘプタンを入れ点火するとともに、家具模型に点火すること。